

お知らせ

なんだん

<https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/>

目次(ページ)

- ・お知らせ (1~2)
- ・人材募集 (3)
- ・相談会 (3~5)
- ・子育て支援(催し) (5~6)
- ・催し (7~8)

お知らせ

南丹市二十歳のつどい
実行委員の募集

令和6年1月7日(日)に南丹市二十歳のつどいを開催します。

自分たちの企画で「二十歳のつどい」を作り上げませんか。

●**対象者** 南丹市在住および出身の方

(平成15年4月2日~平成16年4月1日生まれ)

●**応募方法** 6月26日(月)までに電話にて氏名、住所、連絡先、出身中学校をお知らせいただくか、市HPの応募用紙をダウンロードし、メールもしくはFAXでお知らせください。

☎社会教育課

☎(0771) 68-0057

☎(0771) 63-2850



be-syakai@city.nantan.lg.jp

令和5年度市民税・府民税納税通知書について

令和5年度の市民税・府民税が課税となり、納付方法が普通徴収(納付書または口座振替による個人での納付)の方と公的年金からの特別徴収(天引き)の方を対象に、納税通知書を発送します。

●**納税通知書発送予定日** 令和5年6月6日(火)

※市府民税が非課税の方や未申告の方には、納税通知書は発送しません。また、市府民税の全額を給与からの特別徴収で納めていただく方には、勤務先を通じて特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)によりお知らせしておりますので、納税通知書は発送しません。

●**公的年金からの特別徴収税額** 原則として令和5年4月1日現在65歳以上で要件を満たされる方は、公的年金等に係る所得から算出される税額は公的年金からの特別徴収となります。その他の所得から算出される税額がある場合には、その額は普通徴収の対象となりますので、通知書でご確認ください。

※日本年金機構から毎年6月上旬に発送される「年金振込通知書」に記載されている「個人住民税額」の8月以降の金額は、6月と同じ額が仮で記載されています。そのため、南丹市から発送する納税通知書と金額が異なる場合がありますが、実際の年金特別徴収の税額は納税通知書に記載されている金額となりますので、ご確認をお願いします。

●**納期限** 普通徴収の第1期の納期限は6月30日(金)です。全期前納用の納付書を同封しておりますので、前納いただく場合には第1期の納期限までに納付をお願いします。

※期別用納付書との重複納付にご注意ください。

●**令和5年度課税(所得)証明書の発行開始日**

・市府民税の全額を給与から特別徴収される方…令和5年5月10日(水)

・上記以外の方…令和5年6月1日(木)

※未申告(課税資料なし)の方はご本人から昨年中の収入状況の申告書を提出していただくからの発行になります。また、期限後の申告となるため、申告内容を反映させた証明書の発行に1カ月程度かかる場合があります。

※令和5年度課税(所得)証明書は、原則、令和5年1月1日に住所を有する市町村が発行します。南丹市に住民票があった場合でも、実際は他の市町村に住んでいて、かつ他の市町村で個人住民税が課税されている場合は、その市町村に証明書を請求してください。

☎税務課 ☎(0771) 68-0004